

管内の概況



小瀬 鶉飼 (足立陽一郎鶉匠)

【写真提供：関市観光協会】

位置と地勢

当組合は、岐阜県の中南部に位置し、V字状に広がる形状を示し、約 590 k m²の広大な面積を擁していますが、山林が全体の約 82%を占めています。

平成 27 年 12 月に世界農業遺産に登録された「清流長良川の鮎」で知られる一級河川長良川が南北を貫流し、これに板取川と津保川が合流しています。また、平成 27 年 10 月に世界かんがい施設遺産に登録された農業用水施設「曾代用水」が管内を流れ、豊かな自然と共存した風光明媚な地として知られております。

関市においては刃物を中心とした金属製品製造業と木材・木製品製造業、美濃市では製紙業が主な産業となっております。また、平成 26 年 11 月に「本美濃紙」が世界無形文化遺産に、平成 27 年 3 月に長良川の鵜飼漁が国の重要無形民俗文化財に登録され、古くからの伝統産業が現在にもそれぞれ受け継がれています。

当組合は、関市と美濃市の 2 市で合わせて約 10 万 8 千人の人口を抱え、住民の生命・身体・財産を守り、多種多様な災害に対応します。

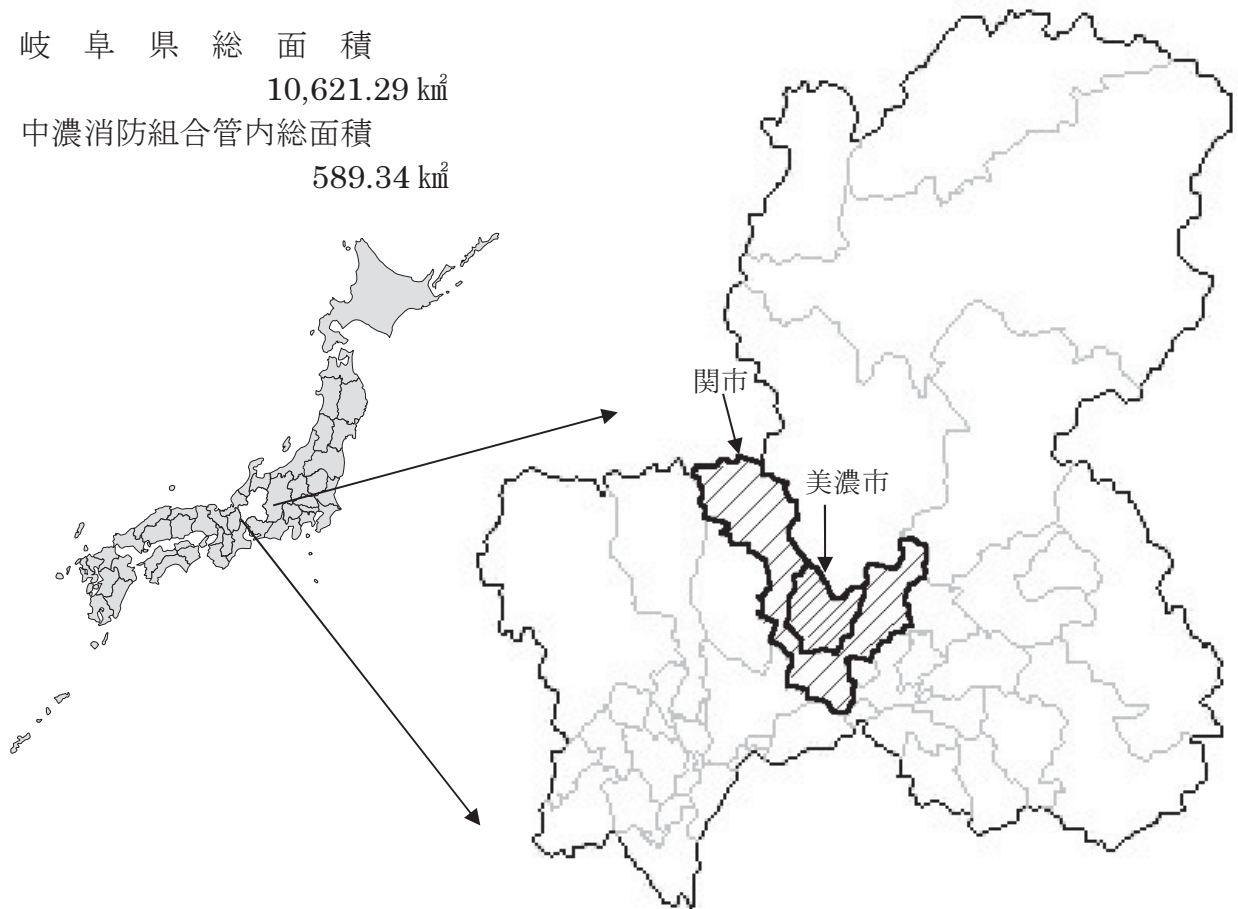
(消防本部の位置)

東経 136° 55' 15"

北緯 35° 28' 32"

海拔 50メートル

岐阜県総面積
10,621.29 km²
中濃消防組合管内総面積
589.34 km²

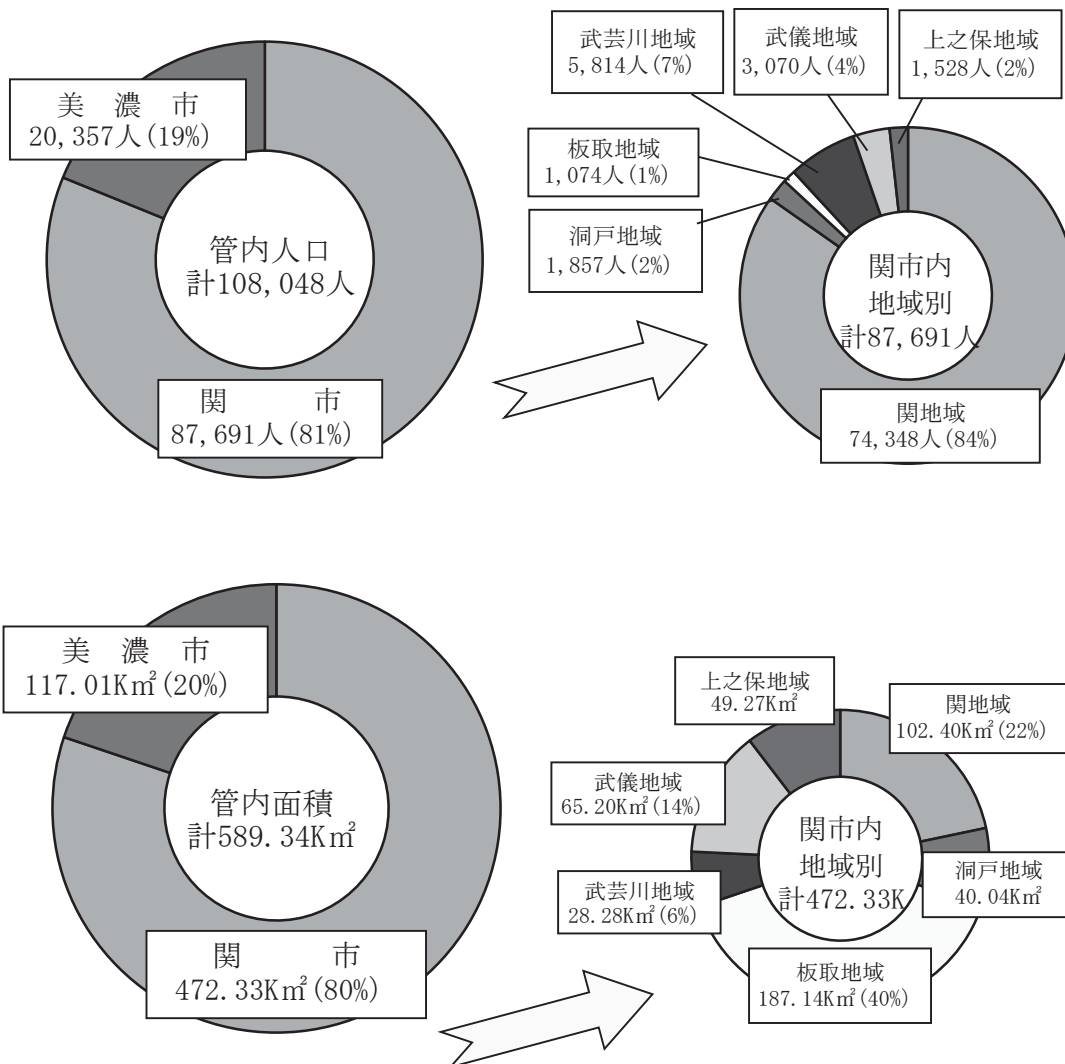


構成市(地域)別面積及び人口

(令和2年4月1日現在)

市(地域)名	人口	世帯数	面積	人口密度 (人/km ²)
関市	87,691	35,541	472.33	185.66
関	74,348	30,081	102.40	726.05
洞戸	1,857	750	40.04	46.38
板取	1,074	511	187.14	5.74
武芸川	5,814	2,312	28.28	205.59
武儀	3,070	1,248	65.20	47.09
上之保	1,528	639	49.27	31.01
美濃市	20,357	8,177	117.01	173.98
合計	108,048	43,718	589.34	183.34

※人口・世帯数については、住民基本台帳数としています。



●美濃消防署 洞戸出張所
〈関市洞戸大野825〉



構造	鉄筋コンクリート造
面積	延べ 360.06㎡ 敷地 2,068.86㎡
建築	H11.2.2

●美濃消防署 板取川出張所
〈関市板取2687-2〉



構造	鉄筋コンクリート造
面積	延べ 360.06㎡ 敷地 1,400.00㎡
建築	H11.12.6

●関消防署 津保川出張所
〈関市上之保14904-1〉



構造	鉄筋コンクリート造2階建
面積	延べ 275.16㎡ 敷地 1,142.00㎡
建築	S47.3.31

●美濃消防署
〈美濃市菅代18-15〉



構造	鉄筋コンクリート造3階建
面積	延べ 1,703.11㎡ 敷地 1,820.41㎡
建築	H23.3.31

●関消防署 武芸川出張所
〈関市武芸川町八幡1421-1〉



構造	鉄筋コンクリート造2階建
面積	延べ 276.81㎡ 敷地 1,043.98㎡
建築	S47.3.31

●関消防署 西分署
〈関市小屋名58-5〉



構造	鉄筋造2階建
面積	延べ 229.68㎡ 敷地 990.00㎡
建築	S61.2.28

●消防本部・関消防署
〈関市西欠ノ下5〉



(消防本部)

構造	鉄筋コンクリート造3階建
面積	延べ 1,094.18㎡
建築	H8.3.25

(訓練塔)

構造	鉄筋コンクリート造6階建
面積	延べ 211.99㎡
建築	H8.3.25

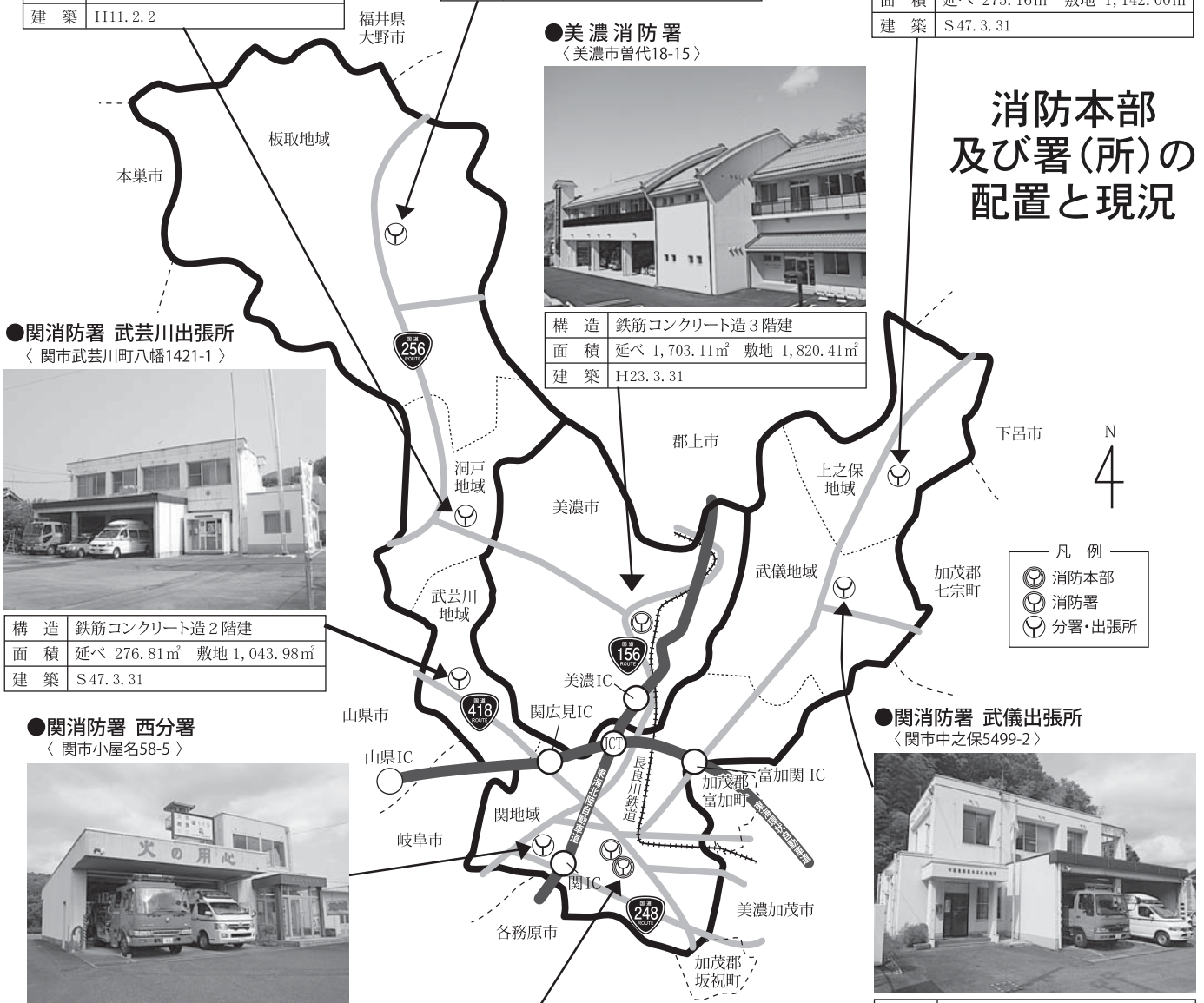
(補助塔)

構造	鉄筋コンクリート造2階建
面積	延べ 65.44㎡
建築	H8.3.25

(関消防署)

構造	鉄筋コンクリート造3階建
面積	延べ 1,511.79㎡ 敷地 5,121.36㎡
建築	S48.3.31

消防本部 及び署(所)の 配置と現況



中濃消防組合理約

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この組合は、中濃消防組合（以下「組合」という。）という。

(組合の組織)

第2条 この組合は、関市及び美濃市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

(共同処理事務)

第3条 この組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

(1) 消防組織法（昭和22年法律第226号）及び消防法（昭和23年法律第186号）に規定する消防事務（消防団に関する事務を除く。）

(2) 岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成12年岐阜県条例第4号）別表第1に定める事務のうち次に掲げる事務

ア 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく事務

イ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく事務

ウ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務

(3) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）に基づく次に掲げる事務

ア ガス事業法（昭和29年法律第51号）に基づく事務

イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務

(事務所の位置)

第4条 この組合の事務所は、関市西欠ノ下5番地に置く。

第 2 章 議 会

(議会の組織)

第5条 この組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、8人とする。

2 前項の組合議員は、次の者をもって充てる。

(1) 関係市の議会の議長及び副議長

(2) 関係市の消防団長（関係市の長又は議会の議長が消防団長の職を兼ねるときは、その指定する消防団員）

(3) 関係市の副市長（副市長が複数あるときは、当該関係市の長が指定する副市長）

第 3 章 執 行 機 関

(執行機関の組織)

第6条 この組合に、管理者、副管理者及び会計管理者を各1人置く。

2 管理者に事故あるとき又は管理者が欠けたときは、副管理者がその職務を代理する。

(執行機関の選任)

第7条 この組合の管理者及び副管理者は、関係市の長の互選により決定する。

- 2 管理者又は副管理者の任期は、関係市の長の任期とする。
- 3 会計管理者は、管理者の属する市の会計管理者をもって充てる。

(補助職員)

第8条 この組合に前条に規定するもののほか、必要な職員を置き、管理者がこれを任免する。

- 2 職員の定数は、組合の条例で定める。

(監査委員)

第9条 この組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合議員の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては、組合議員の職にある期間とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

第 4 章 経 費

(経費の支弁方法)

第10条 この組合の経費は、組合に属する収入及び関係市の負担金をもって充てる。

- 2 前項の負担金の分賦方法は、組合議会の議決によって定める。

附 則

この規約は、地方自治法第284条第1項の規定により知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (昭和48年5月28日)

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による知事の許可があった日から施行する。ただし、第4条の改正規定は昭和48年4月1日から適用する。

附 則 (昭和63年3月1日)

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定により知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成3年12月11日)

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定により知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成13年2月14日)

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定により知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成13年3月26日)

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年1月21日)

この規約は、平成17年2月7日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日)

この規約は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項第2号の改正規定及び第6条に1項を加える改正規定は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成19年2月13日)

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年8月19日)

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定により知事の許可があった日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日)

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日)

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

中濃消防組合の組織

(令和2年6月1日現在)

1 組合執行機関

管 理 者	関 市 長	尾 関 健 治
副 管 理 者	美 濃 市 長	武 藤 鉄 弘
会 計 管 理 者	関市会計管理者	村 瀬 富 喜 子
組 合 事 務 局	消 防 本 部	

2 議 会 構 成 (8名)

議 員	関市議会議長	波 多 野 源 司
〃	関市議会副議長	足 立 将 裕
〃	関市消防団長	土 屋 泰 弘
〃	関市副市長	山 下 清 司
〃	美濃市議会議長	辻 文 男
〃	美濃市議会副議長	佐 藤 好 夫
〃	美濃市消防団長	河 合 有 二
〃	美濃市副市長	堀 部 勉

3 監 査 委 員

識見を有する者	監 査 委 員	古 田 良 典
組合議員選出	監 査 委 員	松 田 文 男

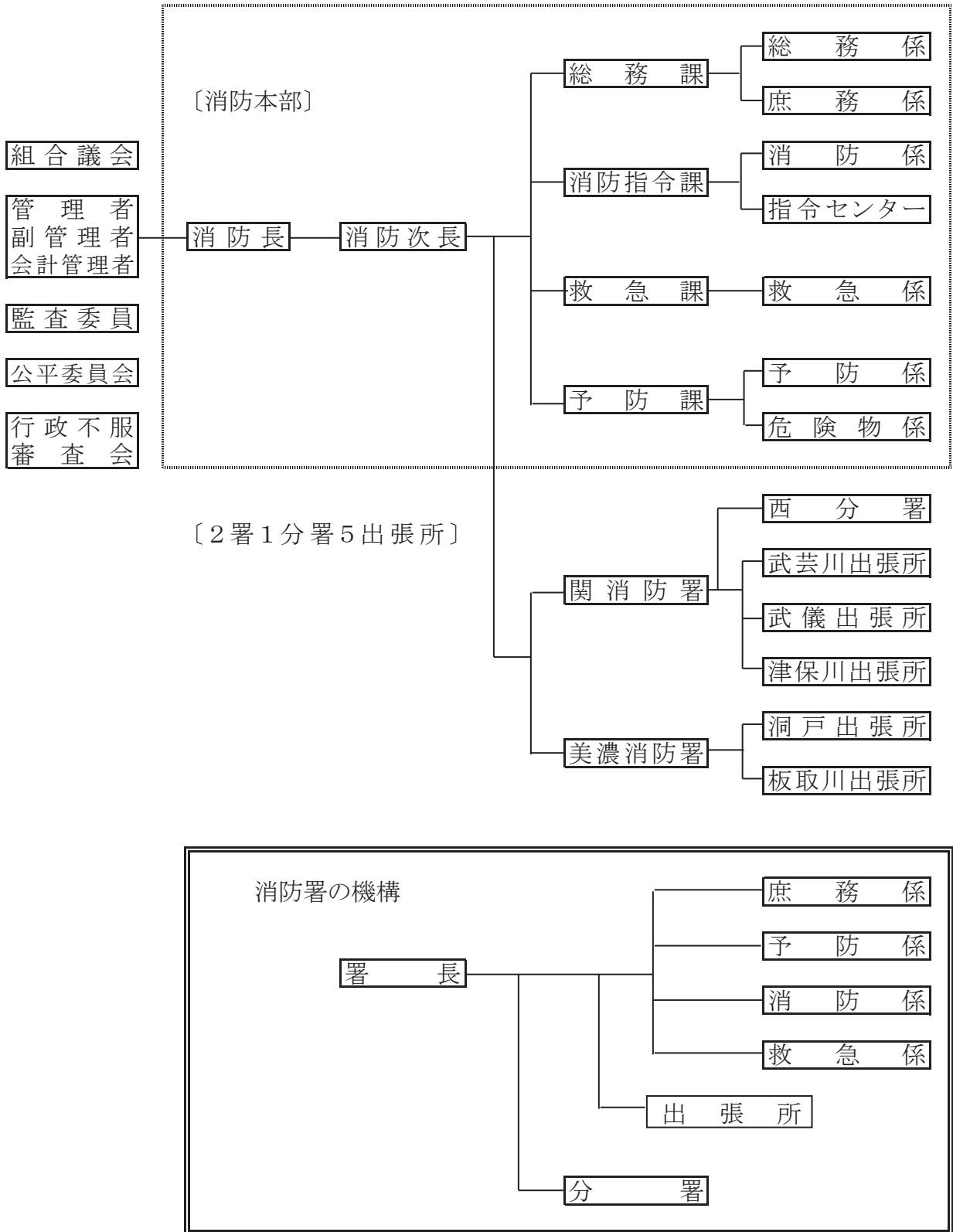
4 公 平 委 員

中濃地域広域行政事務組合に公平委員会を設置し共同処理する。

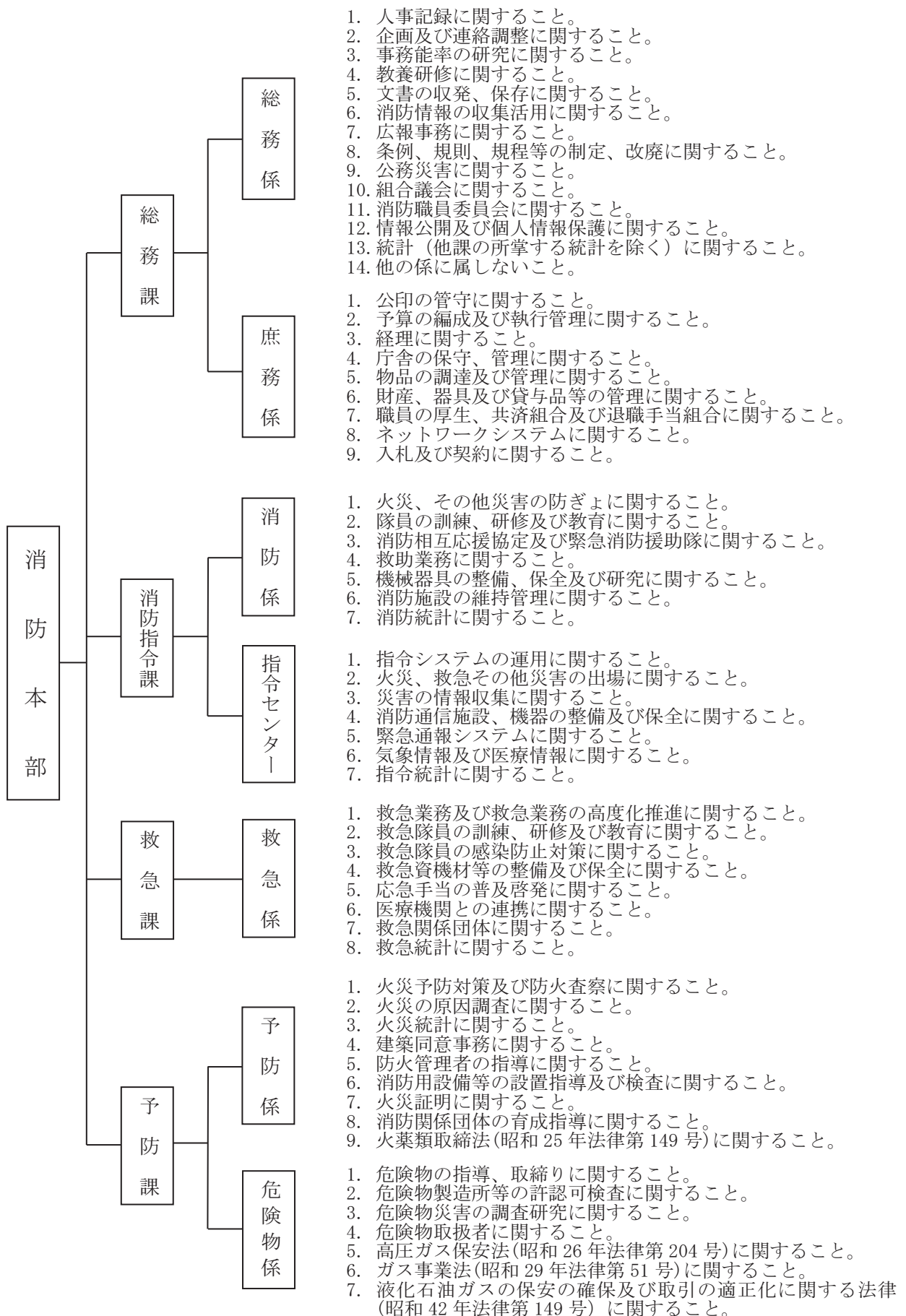
5 行政不服審査会委員

行政不服審査法に基づく不服申立てがされたとき（法第43条第1項の規定により第三者機関に諮問しなければならない場合に限る）は、中濃消防組合行政不服審査会を設置し、管理者が委員を委嘱する。

中濃消防組合の組織図




消防本部事務分掌



中濃消防組合の沿革

- 昭和 44 年 10 月 中濃地域に広域消防問題が起こり関市、美濃市、武芸川町の 2 市 1 町による組合消防の設立が話題となったが、時期尚早との理由でこの年は進展をみず。
- 昭和 45 年 4 月 中濃地域広域行政推進協議会が発足し、改めて関市、美濃市及び武儀郡全域を区域とする広域消防のことが議題となる。
- 11 月 中濃地域広域行政推進協議会で組合消防の構想として、1 消防本部、2 署、3 出張所、職員 75 名。現有の関市消防本部の装備のほか消防ポンプ自動車 4 台、救急車 1 台、通信施設は、一般加入電話並びに無線電話設備等を配備する大綱を決定した。
- 昭和 46 年 1 月 関市、美濃市、洞戸村、板取村、武芸川町、武儀村及び上之保村の 2 市 1 町 4 村を区域とする組合消防の設立を決定
- 3 月 関係市町村の議会がそれぞれ組合の規約を議決し県に設立許可を申請
- 4 月 武儀村が町制施行により武儀町となる。
- 4 月 中濃消防組合設立許可（県指令地第 68 号）、第 1 回組合議会招集
- 4 月 初代組合管理者に関市長福岡博由就任、副管理者に美濃市長加納精吾及び武芸川町長森勇雄就任
- 6 月 政令指定をうける。
- 6 月 超短波無線（中濃消防）を新設
- 8 月 中濃消防組合消防本部及び関消防署を設置、従来の関市消防本部及び関市消防署を廃止、現職員は組合に派遣し、管理者が消防長を兼務。職員定数は 75 名とする。
- 9 月 職員 20 名採用、総員 55 名
- 12 月 新（初代）消防長に熊沢秀男就任
- 12 月 武芸川、津保川及び板取川の 3 出張所庁舎新築工事入札執行、直ちに工事に着手
- 12 月 消防ポンプ自動車 4 台を購入
- 昭和 47 年 1 月 美濃消防署開設、消防ポンプ車 1 台、救急車 1 台、職員 11 名を配置
- 4 月 消防本部に総務、予防及び警防の 3 課を新設、職員 20 名採用、総員 75 名
- 6 月 武芸川、津保川及び板取川の 3 出張所開設、消防ポンプ車 1 台、職員 9 名をそれぞれ配置
- 6 月 日本船舶振興会より大型救急車 1 台の寄贈を受け関消防署へ配置
- 7 月 広報車等 5 台を購入、消防本部、美濃消防署及び武芸川出張所へ広報車を、また津保川及び板取川出張所へは、広報車兼救急車を 1 台配置
- 7 月 本部併設関消防署及び美濃消防署庁舎新築工事入札執行、直ちに工事に着手
- 11 月 日本赤十字社岐阜県支部より救急車 1 台の寄贈を受け武芸川出張所へ配置
- 昭和 48 年 2 月 美濃消防署新庁舎完成、落成式を挙行
- 3 月 関市西欠ノ下 5 番地に消防本部併設関消防署庁舎完成、落成式を挙行、新庁舎で業務を開始
- 10 月 水槽付消防ポンプ車 1 台購入、関消防署に配置
- 12 月 組合職員定数条例改正、定数 97 名とする。
- 昭和 49 年 4 月 職員 4 名採用（内事務吏員 1 名）、総員 79 名
- 9 月 水槽付消防ポンプ車 1 台購入、美濃消防署へ配置
- 11 月 第 1 回注水競練会実施
- 昭和 50 年 4 月 職員 1 名採用、総員 80 名
- 昭和 51 年 3 月 日本損害保険協会から救急車の寄贈を受け板取川出張所へ配置
- 4 月 職員 10 名採用（内欠員補充 2 名）、総員 88 名
- 7 月 組合副管理者に美濃市長沢村章就任

- 昭和 52 年 4 月 職員 7 名採用（内欠員補充 2 名）、総員 93 名
6 月 救命ボート 2 艘購入、関消防署及び美濃消防署に配置
7 月 組合職員定数条例改正、定数 108 名とする。
9 月 屈折はしご車 1 台購入、関消防署へ配置
- 昭和 53 年 4 月 職員 11 名採用（内欠員補充 1 名、事務吏員 1 名）、総員 103 名
5 月 職員 1 名採用（欠員補充）、総員 103 名
12 月 武儀出張所を開設、救急車 1 台、職員 5 名を配置
- 昭和 54 年 3 月 組合職員定数条例改正、定数 118 名とする。
4 月 職員 6 名採用、総員 109 名
9 月 武儀出張所 4 名増員、計 9 名とし、消防ポンプ車 1 台配置
- 昭和 55 年 3 月 熊沢秀男氏消防長退任
4 月 2 代目消防長に山本武夫就任
4 月 職員 4 名採用（内欠員補充 1 名）、総員 112 名
10 月 組合副管理者に上之保村長多治見勇一就任
11 月 津保川河畔に訓練場完成
- 昭和 56 年 3 月 救急指令装置（B 型）導入、運用開始
4 月 職員 8 名採用（内欠員補充 2 名）、総員 118 名
8 月 職場を明るくする「3K 運動」を始める。
10 月 組合設立 10 周年記念練成会を開催、庁舎前に構成 7 ケ市町村の木を植樹
10 月 中濃消防組合旗を制定
10 月 消防ポンプ車 2 台購入、板取川及び武芸川出張所へ配置
10 月 広報車 2 台購入、美濃消防署及び津保川出張所へ配置
10 月 消防本部事務室を東庁舎へ移転
12 月 救急車（2B 型）1 台購入、津保川出張所へ配置
- 昭和 57 年 1 月 初代組合管理者関市長福岡博由氏死去
3 月 2 代目組合管理者に関市長堀部四郎就任
3 月 組合副管理者に板取村長長屋実就任
4 月 職員 2 名採用（欠員補充）、総員 118 名
4 月 4 週 1 回交代半体制導入
4 月 旅館、ホテルに対する表示公表制度を導入、マーク初めて交付
6 月 中濃消防組合救助隊にアクアラング隊新設
10 月 消防ポンプ車 1 台購入、津保川出張所へ配置
- 昭和 58 年 1 月 隣接消防本部との消防相互応援協定締結完了
8 月 第 32 回岐阜県消防操法大会武儀町で開催
12 月 岐阜県救急医療情報システム（みんなのきゅうきゅう）の運用開始
12 月 消防作業車 1 台購入、美濃消防署へ配置
- 昭和 59 年 3 月 高速道路における救急業務の対応計画策定
10 月 日本損害保険協会から化学車寄贈、関消防署へ配置
12 月 広報車 1 台購入、消防本部へ配置
12 月 職員定年制条例制定
12 月 組合職員定数条例改正、定数 122 名とする。
- 昭和 60 年 4 月 組合産業医として洞戸村林医師を選任
4 月 全国消防長会東海支部総会 美濃市で開催
6 月 消防職員意見発表全国大会に出場
- 昭和 61 年 3 月 関消防署西分署を開設、消防ポンプ車 1 台、救急車 1 台、職員 8 名を配置
3 月 山本武夫氏消防長退任

- 4月 3代目消防長に吉田英雄就任
- 4月 職員4名採用（内欠員補充2名）、総員120名
- 9月 4WD救急車1台購入、板取川出張所へ配置
- 10月 水槽付消防ポンプ車1台購入、関消防署へ配置
- 11月 広報車1台購入、西分署へ配置
- 昭和62年3月 消防庁長官表彰竿頭授受賞
- 4月 職員1名採用（欠員補充）、総員119名
- 4月 新型防火衣を採用し3年計画で更新
- 7月 組合副管理者に美濃市長西部晃彦就任
- 11月 B型肝炎抗原抗体検査実施
- 11月 プロパンガス協会武儀支部関地区から、査察車1台寄贈、関消防署へ配置
- 昭和63年4月 4週6休制に移行
- 4月 隣接消防本部との消防相互応援協定再締結完了
- 4月 古田正三氏からスクープストレッチャー寄贈
- 8月 B型肝炎ワクチン初接種
- 8月 第37回岐阜県消防操法大会美濃市で開催
- 8月 第27回全国消防長会組合消防委員会関市で開催
- 9月 水槽付消防ポンプ車1台購入、美濃消防署へ配置
- 9月 関・中央ロータリークラブからスクープストレッチャー寄贈
- 11月 広報車1台購入、板取川出張所へ配置
- 12月 救助工作車1台購入、関消防署へ配置
- 平成元年3月 関ライオンズクラブから救急車寄贈、関消防署へ配置
- 3月 吉田英雄氏消防長退任
- 4月 4代目消防長に五十嵐正夫就任
- 4月 職員3名採用（内欠員補充2名）、総員120名
- 9月 広報車（軽自動車）2台購入、武芸川及び武儀出張所へ配置
- 10月 岐阜県消防長会総会 関市で開催
- 11月 岐阜県消防職員剣道大会 関市で開催
- 12月 救急車1台購入、武芸川出張所へ配置
- 12月 組合副管理者に武芸川町長川口千章就任
- 平成2年2月 関・中央ロータリークラブから映写機寄贈
- 9月 日本消防協会から救急車寄贈、武儀出張所へ配置
- 10月 東海北陸地区高圧ガス移動防災訓練 関市で実施
- 10月 第36回岐阜県消防大会 関市で開催
- 12月 救急車1台購入、美濃消防署へ配置
- 平成3年3月 五十嵐正夫氏消防長退任
- 4月 5代目消防長に大塚暉夫就任
- 4月 職員3名採用（欠員補充）、総員120名
- 4月 組合産業医として関市真鍋医師を選任
- 8月 2代目組合管理者関市長堀部四郎氏退任
- 9月 3代目組合管理者に関市長後藤昭夫就任
- 10月 広報車2台購入、美濃消防署及び津保川出張所へ配置
- 11月 組合発足20周年記念式典挙行
- 12月 救急車1台購入、津保川出張所へ配置
- 平成4年2月 中濃消防組合OBによる「中濃消防友和の会」結成
- 3月 組合職員定数条例改正、定数128名とする。

- 3月 大塚暉夫氏消防長退任
- 4月 6代目消防長に後田孝彦就任
- 4月 職員4名採用（内欠員補充2名）、総員122名
- 5月 組合副管理者に板取村長長屋茂就任
- 8月 消防緊急通報システム運用開始
- 9月 消防ポンプ自動車（ホースレイヤー付）及びクレーン付救助工作車購入、美濃消防署へ配置
- 11月 広報車1台購入、消防本部へ配置
- 平成5年3月 関市安桜山を、たき火・喫煙制限地域に指定
- 4月 職員4名採用、総員126名
- 4月 4週7休制に移行
- 6月 体力管理規程制定
- 7月 消防職員意見発表全国大会に出場
- 7月 組合職員定数条例改正、定数130名とする。
- 7月 指令車1台購入、関消防署へ配置
- 9月 組合副管理者に洞戸村長尾関富夫就任
- 9月 水槽付消防ポンプ自動車（ホースレイヤー付）1台購入、武儀出張所へ配置
- 11月 完全週休2日制に移行
- 平成6年1月 岐阜県防災航空隊へ隊員派遣
- 4月 職員5名採用（内欠員補充1名）、総員130名
- 4月 組合初の救急救命士誕生
- 7月 組合職員定数条例改正、定数135名とする。
- 9月 水槽付消防ポンプ自動車（ホースレイヤー付）2台購入、板取川出張所、武芸川出張所へそれぞれ配置
- 12月 岐阜県石油商業組合武儀支部・岐阜県エルピーガス協会武儀支部から防火広報車1台寄贈、消防本部へ配置し「なかみの防火号」と命名
- 平成7年1月 阪神淡路大震災に救助隊派遣
- 1月 高規格救急自動車1台購入、関消防署へ配置し高度救急業務体制の運用開始
- 3月 後田孝彦氏消防長退任
- 4月 7代目消防長に石原錦治就任
- 4月 職員5名採用（内欠員補充1名）、総員134名
- 5月 関ライオンズクラブから応急救護用テント2張寄贈
- 7月 職員1名採用、総員135名
- 7月 消防本部庁舎及び訓練塔起工式を挙行
- 7月 組合副管理者に美濃市長石川道政就任
- 9月 水槽付消防ポンプ自動車（ホースレイヤー付）1台購入、津保川出張所へ配置
- 10月 組合副管理者に武芸川町長井藤広一就任
- 11月 広報車1台購入、西分署へ配置
- 12月 岐阜県より緊急消防援助隊旗の交付
- 平成8年4月 職員4名採用（欠員補充）、総員135名
- 4月 嘱託職員制度の導入
- 4月 本部庁舎及び訓練塔竣工式
- 9月 水槽付消防ポンプ自動車（ホースレイヤー付）1台購入、西分署へ配置
- 12月 組合職員定数条例改正、定数145名とする。
- 平成9年4月 職員7名採用（内欠員補充3名）、総員139名
- 4月 岐阜県消防長会総会を関市で開催

- 4月 消防緊急通信指令施設運用開始
- 11月 資機材搬送車・査察車を更新、関消防署へ配置
- 11月 関青年会議所から心肺蘇生訓練用人形一式の寄贈を受け、関消防署へ配置
- 平成10年3月 日本消防協会から救急車の寄贈を受ける。
- 3月 緊急消防自動二輪車を2台購入、関消防署へ配置
- 3月 石原錦治氏消防長退任
- 4月 8代目消防長に下條正義就任
- 4月 職員7名採用（内欠員補充5名）
- 5月 緊急消防自動二輪車運用開始
- 7月 洞戸出張所起工式挙行
- 7月 組合副管理者に武儀町長 熊澤昌之就任
- 7月 中濃地域救急業務連絡協議会設立
- 10月 県内移動体通信分散受信運用開始
- 10月 日本損害保険協会から水槽付消防ポンプ自動車の寄贈を受ける。
- 平成11年2月 洞戸出張所運用開始
- 3月 下條正義氏消防長退任
- 4月 9代目消防長に安田洋一就任
- 4月 職員4名採用（欠員補充）、総員145名
- 4月 救急業務研究委員会設立
- 5月 「命をつなげる会 中濃」設立
- 7月 板取川出張所起工式を挙行
- 10月 コンピュータ西暦2000年問題委員会設置
- 12月 板取川出張所竣工式
- 平成12年4月 職員1名採用（欠員補充）、総員145名
- 5月 河川情報システム運用開始
- 5月 救命ボートを美濃消防署へ配置（4号艇）
- 6月 水中無線機を導入
- 11月 岐阜県消防職員剣道大会を関市で開催
- 12月 高規格救急自動車を1台購入、美濃消防署へ配置
- 平成13年4月 職員1名採用（欠員補充）、総員145名
- 8月 全国消防長会組合消防委員会中ブロック委員会を関市で開催
- 10月 ネットワークコンピュータ運用開始
- 10月 組合副管理者に板取村長長屋勝司就任
- 10月 組合発足30周年記念式典
- 12月 30メートル級はしご付消防自動車を1台購入、関消防署へ配置
- 平成14年1月 障害者データの指令台登録開始
- 3月 関・中央ロータリークラブから指令車の寄贈を受け、関消防署へ配置
- 3月 安田洋一氏消防長退任
- 4月 10代目消防長に渡辺英治就任
- 4月 職員1名採用（欠員補充）、総員145名
- 10月 水槽付消防ポンプ自動車1台購入、関消防署へ配置
- 11月 「メール119」開局
- 12月 中濃地域メディカルコントロール協議会設立
- 12月 高規格救急自動車を1台購入、武芸川出張所へ配置
- 平成15年3月 中濃地区身体障がい者・消防連絡協議会発足
- 3月 渡辺英治氏消防長退任

- 4月 11代目消防長に山藤鉦彦就任
- 4月 職員2名採用（欠員補充）、総員144名
- 6月 市町村合併消防業務検討委員会
- 6月 夏制服を変更し、盛夏服を廃止
- 8月 庁舎内及び公用車内完全禁煙化
- 8月 第52回岐阜県消防操法大会関市で開催
- 10月 作業服を廃止し、活動服を導入
- 11月 関親善大使による「一日消防長」
- 12月 高規格救急自動車を1台購入、武儀出張所へ配置
- 平成16年3月 中濃圏域メディカルコントロール協議会設立
- 3月 山藤鉦彦氏消防長退任
- 4月 12代目消防長に柴田典昭就任
- 4月 職員2名採用（欠員補充）、総員144名
- 5月 消防庁舎（消防署）建設検討委員会設立
- 9月 ITリーダー研修実施
- 10月 美濃消防署水槽付消防ポンプ自動車を更新
- 12月 東海北陸自動車道（美濃IC～美並IC間）4車線化
- 平成17年1月 中濃消防組合ホームページ運用開始
- 2月 関市及び武儀郡5町村（洞戸村、板取村、武芸川町、武儀町、上之保村）が合併し、新「関市」誕生
- 2月 東海環状自動車道消防連絡協議会設立
- 3月 東海環状自動車道（豊田東JCT～美濃関JCT間）開通
- 3月 柴田典昭氏消防長退任
- 4月 13代目消防長に安田健司就任
- 4月 職員7名採用（欠員補充）、総員144名
- 11月 岐阜県消防長会総会を美濃市で開催
- 平成18年3月 安田健司氏消防長退任
- 4月 14代目消防長に長瀬卓男就任
- 4月 職員1名採用（欠員補充）、総員144名
- 4月 予防技術資格認定制度開始
- 6月 住宅用火災警報器等の設置義務化
- 9月 組合職員定数条例改正、定数165名とする。
- 平成19年1月 水槽車を1台購入、関消防署へ配置
- 4月 職員12名採用（内欠員補充7名）、総員149名
- 4月 救急救命士派遣制度（バーター方式）を導入
- 8月 熱画像直視装置を導入
- 9月 3代目組合管理者関市長後藤昭夫氏退任
- 10月 4代目組合管理者に関市長尾藤義昭就任
- 12月 関消防署救助工作車を更新
- 平成20年3月 長瀬卓男氏消防長退任
- 4月 15代目消防長に山本武就任
- 4月 職員10名採用（内欠員補充1名）、総員158名
- 7月 指揮支援隊の運用開始
- 12月 関消防署高規格救急自動車を更新
- 平成21年3月 指揮車を1台購入、本部へ配置
- 3月 山本武氏消防長退任

- 4月 16代目消防長に武藤幸治就任
- 4月 職員 11名採用（内欠員補充 4名）、総員 165名
- 9月 関消防署庁舎耐震化・増改築工事竣工式
- 9月 アステラス製薬株式会社から高規格救急自動車 1台の寄贈を受け関消防署へ配置
- 12月 救難機動車 1台を購入、本部へ配置
- 平成 22年 2月 美濃消防署救助工作車を更新
- 3月 武藤幸治氏消防長退任
- 4月 17代目消防長に小林隆男就任
- 4月 職員 10名採用（欠員補充）、総員 165名
- 6月 全国豊かな海づくり大会が関市をメイン会場として開催
- 8月 福井県大野市消防本部と消防相互応援協定を締結
- 8月 木曾川右岸用土地改良区連合と農業用水施設の緊急水利協定を締結
- 平成 23年 3月 東日本大震災発生に伴い緊急消防援助隊として職員を派遣
- 3月 美濃消防署庁舎新築工事竣工
- 4月 職員 4名採用（欠員補充）、総員 165名
- 4月 高機能消防指令センター運用開始
- 9月 4代目組合管理者関市長尾藤義昭氏退任
- 9月 5代目組合管理者関市長尾関健治就任
- 10月 査察車 1台を購入、関消防署へ配置
- 平成 24年 3月 小林隆男氏消防長退任
- 4月 18代目消防長に澤村政巳就任
- 4月 職員 6名採用（欠員補充）、総員 165名
- 9月 救急講習における e-ラーニングの導入
- 10月 ロープレスキューの導入
- 10月 関消防署高規格救急自動車を更新
- 11月 消防統計システムの導入
- 12月 組合職員定数条例改正、1年を経過しない消防吏員を定数外とする。
- 平成 25年 2月 緊急消防援助隊用資機材搬送車を美濃消防署へ配置
- 4月 職員 5名採用（内欠員補充 2名）、総員 168名
- 4月 救急車同乗研修の受入れ開始
- 11月 岐阜県救急隊員技術発表会を関市で開催
- 12月 石川道政氏副管理者退任
- 平成 26年 1月 組合副管理者に美濃市長武藤鉄弘氏就任
- 2月 美濃消防署高規格救急自動車を更新
- 2月 組合初の C A F S 搭載消防ポンプ自動車を美濃消防署へ配置
- 3月 澤村政巳氏消防長退任
- 4月 19代目消防長に道家直樹就任
- 4月 職員 10名採用（欠員補充）、総員 166名
- 4月 消防救急デジタル無線運用開始
- 12月 武芸川、津保川出張所の耐震化・増改築工事竣工
- 平成 27年 2月 関消防署高規格救急自動車を更新
- 3月 関消防署に C A F S 搭載消防ポンプ自動車を配置
- 4月 職員 4名採用（欠員補充）、総員 167名
- 4月 若手職員による幼児防火教育をスタート
- 9月 救急救命士の処置範囲拡大運用開始
- 11月 緊急消防援助隊全国合同訓練に初めて参加

	11月	西分署高規格救急自動車を更新、これにより予備救急車を含む10台すべてが高規格救急車となり、全署所に高規格救急車が配置された。
平成28年	3月	関消防署にC A F S搭載消防ポンプ自動車を配置
	4月	職員4名採用（欠員補充）、総員166名
	4月	全署所と指令センターに救急救命士を配置
	4月	幼児防火教育指導員を「みらい隊」と命名
	4月	小型無人航空機（ドローン）の運用開始
	12月	関消防署高規格救急自動車を更新
平成29年	2月	美濃消防署指揮車を更新
	2月	関消防署に消防ポンプ自動車（C D - I）を配置
	3月	道家直樹氏消防長退任
	4月	20代目消防長に足立秀人氏就任
	4月	職員7名採用（欠員補充）、総員169名
	12月	関消防署西分署に消防ポンプ自動車（C D - I）を配置
	2月	関消防署高規格救急自動車を更新
平成30年	3月	足立秀人氏消防長退任
	3月	火災防ぎょマニュアル策定
	4月	21代目消防長に藤田哲也氏就任
	4月	職員8名採用（欠員補充）、総員170名
	12月	消防本部指揮支援車を更新（公益財団法人 日本消防協会より寄贈）
	12月	関消防署に消防ポンプ自動車（C D - I）を配置
平成31年	3月	藤田哲也氏消防長退任

令和元年度 中濃消防組合重点目標

大規模・多様化する災害や、少子高齢化が急速に進展する社会情勢に鑑み、地域住民のニーズに的確に対応し、安心・安全を確保するため、職員の知識・技能の向上を図り、関係団体及び市民と一体となった地域防災力の強化を図る。

- 1 消防力の充実強化
- 2 救急救助体制の充実強化
- 3 指令体制の充実強化と通信指令員のスキルアップ
- 4 防火対象物の指導強化及び防火対策の推進
- 5 職員の資質向上と快適な職場環境づくり

令和元年度のあゆみ

4月

- ・職員8名採用(欠員補充)、総員168名
- ・中濃地区消防長会第1回会議(3・美濃加茂氏)
- ・第1回岐阜県消防長会総会(5・大垣市)
- ・全国消防長会東海支部総会(24・西尾市)
- ・岐阜県消防長会指令課長会議(26・高山市)
- ・職員1名退職

5月

- ・岐阜県消防長会総務課長会議(10・岐南町)
- ・武儀地区危険物安全協会総会(15)
- ・中濃地区防火協会総会(15)
- ・岐阜県消防長会救急課長会議(17・土岐市)
- ・命をつなげる会中濃総会(21)
- ・岐阜県消防長会警防課長会議(24・揖斐川町)
- ・第70回全国消防長会総会(28・福岡市)
- ・殉職消防職・団員慰霊祭(29・岐阜市)
- ・岐阜県消防長会予防課長会議(31)

6月

- ・関市消防操法大会(2)
- ・中濃地区身体障がい者・消防連絡協議会総会(4)
- ・第1回中濃ブロック消防協会長会議(7・美濃加茂市)
- ・消防職員体験型採用説明会(9)
- ・武儀地域救急業務連絡協議会総会(27)
- ・危険物安全週間(2~8)
- ・火薬類危害予防週間(10~16)
- ・職場安全衛生点検月間
- ・消防年報(平成30年版)発行

7月

- ・第1回職員研修会(1・2)
- ・消防・市役所・警察・自衛隊合同就職説明会(13)
- ・中濃消防友和の会総会(19)
- ・組合議会第1回臨時会(22)
- ・第1回職員採用試験(1次・2次)(28・29)
- ・平成30年上半期消防統計発行

8月

- ・中濃地区少年消防クラブリーダー研修会(6)
- ・第68回岐阜県消防操法大会(6・高山市)
- ・全国消防長会東海支部消防長研修会(19・名古屋市)
- ・第1回職員採用試験(3次)(27)
- ・年代総合健康診断

9月

- ・美濃市総合防災訓練(1)
- ・第2回職員採用試験(1次・2次)(22・24)

10月

- ・岐阜県警防技術発表会(3・消防学校)
- ・第35回合同初期消火技術競技大会(11)
- ・組合議会第2回定例会(15)

- ・関市幼年消防クラブ
「チビッコふれあい消防ひろば」(16)
- ・第2回職員採用試験(3次)(17)
- ・職員昇任試験(1次)(25)
- ・関市総合防災訓練(27)
- ・美濃市幼年消防クラブ「ちびっこ広場」(30)
- ・高圧ガス保安活動推進週間(23~29)

11月

- ・第17回岐阜県救急隊員技術発表会(7・北方町)
- ・第2回岐阜県消防長会救急課長会議(7・北方町)
- ・第2回中濃ブロック消防協会長会議(9・本巣市)
- ・岐阜県消防定例表彰式(10・本巣市)
- ・秋季全国火災予防運動(9~15)
- ・「消防だより」第83号発行

12月

- ・緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練
(1・2・大野市)
- ・第2回職員研修会(5・6)
(法令講習・第38回職員マラソン大会)
- ・職員昇任試験(2次)(11・12・13)
- ・管内副市長会議(18)
- ・管内年末夜警

1月

- ・関市消防出初式(5)
- ・管理者点検(8)
- ・副管理者点検(9)
- ・美濃市消防出初式(11)
- ・中濃地区消防長会第2回会議(17・郡上市)
- ・第64回文化財防火デー(26)
- ・防災とボランティア週間(15~21)
- ・令和元年消防統計発行

2月

- ・第2回甲種防火管理新規講習(6・7)
- ・東海環状自動車道三輪トンネル合同訓練(14)
- ・第3回職員研修会(職員意見発表会)(17)
- ・第2回岐阜県消防長会総会(21・郡上市)

3月

- ・消防職員意見発表会中濃地区大会(11・富加町)
※新型コロナウイルス感染症の影響により書面審査
- ・組合議会第1回定例会(26)
- ・春季全国火災予防運動(1~7)
- ・車両火災予防運動(1~7)
- ・山火事予防運動(1~7)
- ・職員健康診断
- ・「消防だより」第84号発行
- ・職員8名退職

令和元年 中濃消防組合主なできごと

1 消防法令違反対象物公表制度の開始

利用者自らが建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断することができるよう、重大な消防法令違反に関する情報を、ホームページ上に公表する制度を4月1日から開始した。

2 中濃消防組合個人情報保護条例及び情報公開条例の制定

住民の消防行政に対する理解と信頼を深めることを目的とし、中濃消防組合が保有する情報の公開に関し必要な事項を定めた情報公開条例及び個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めた個人情報保護条例を制定し、4月1日から施行した。

3 指導的立場の救急救命士制度の開始

救急救命士及び一般救急隊員が、より一層の資質向上を目的として指導的立場の救急救命士運用要綱を策定。指導救命士5名、救急技術指導者8名を任命し救急教育指導体制の確立を図った。



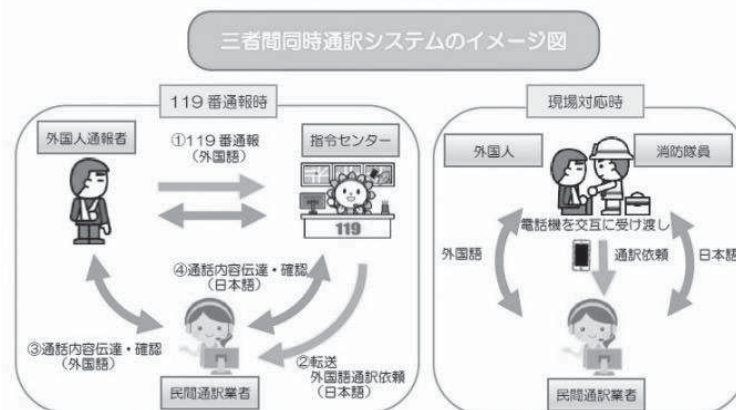
4 口頭指導シミュレーション訓練の開始



通信指令員の指導要領の効果的な改善、口頭指導能力の向上及び市民に対する口頭指導の広報を目的として、署所で行う救急講習会の場を活用して口頭指導シミュレーション訓練を開始した。

5 三者間同時通訳サービスの運用開始

通信指令員の指導要領の効果的な改善、口頭指導能力の向上及び市民に対する口頭指導の広報を目的として、署所で行う救急講習会の場を活用して口頭指導シミュレーション訓練を開始した。



6 受動喫煙対策に対する取り組みの実施

健康増進法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、望まない受動喫煙を防止し、安全と健康の保護を目的に、7月から組合の全施設において受動喫煙防止対策を実施した。

7 小規模特定飲食店等に対する消防法規制強化

平成28年12月に発生した新潟県魚川市の大規模火災の教訓を踏まえて消防法令が改正され、小規模特定飲食店等に対する消火器具の設置義務の範囲が拡大されたことに伴い、中濃消防組合としても統一事項を取り決め本格的な指導を開始した。

8 消防救急デジタル無線の入札談合に関する損害賠償請求

消防救急デジタル無線設備整備工事の請負契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反する行為に係る公正取引委員会の審決が確定したことから、本件契約約款に基づく損害賠償金を沖電気工業株式会社と中央電子光学株式会社に連帯して支払うよう請求した。